

令和4年第3回定例会

(初 日)

令和4年9月2日

令和4年第3回平川市議会定例会会議録（第1号）

○議事日程（第1号）令和4年9月2日（金）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議員提出議案第3号 平川市議会基本条例案
- 第5 議員派遣第1号 議員の派遣について
議員派遣第2号 議員の派遣について
議員派遣第3号 議員の派遣について
- 第6 議案上程及び提案理由説明
- 第7 決算特別委員会の設置及び委員長・副委員長の選任
- 第8 議案第88号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第9 議案第89号 平川市健康センター条例を廃止する条例案
議案第90号 平川市議会議員及び平川市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第91号 平川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第92号 平川市税条例等の一部を改正する条例案
議案第93号 平川市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例案
議案第94号 平川市地域福祉センター条例の一部を改正する条例案
議案第95号 東部辺地総合整備計画の変更について
議案第96号 久吉辺地総合整備計画の変更について
議案第97号 工事の請負契約について
議案第98号 工事の請負契約について
議案第99号 令和4年度平川市一般会計補正予算（第7号）案
議案第100号 令和4年度平川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
議案第101号 令和4年度平川市介護保険特別会計補正予算（第1号）案
議案第102号 令和4年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算（第2号）案
議案第103号 令和4年度平川市学校給食センター特別会計補正予算（第1号）案
議案第104号 令和4年度平川市水道事業会計補正予算（第2号）案
議案第105号 令和4年度平川市下水道事業会計補正予算（第2号）案
議案第106号 令和4年度平川市尾崎財産区一般会計補正予算（第1号）案
議案第107号 令和4年度平川市吹上・高畑財産区一般会計補正予算（第1号）案
- 第10 議案第108号 令和3年度平川市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第109号 令和3年度平川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第110号 令和3年度平川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第 111 号 令和 3 年度平川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 112 号 令和 3 年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 113 号 令和 3 年度平川市学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 114 号 令和 3 年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 115 号 令和 3 年度平川市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 116 号 令和 3 年度平川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 議案第 117 号 令和 3 年度平川市下水道事業会計決算認定について
- 議案第 118 号 令和 3 年度平川市尾崎財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 119 号 令和 3 年度平川市新屋財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 120 号 令和 3 年度平川市町居財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 121 号 令和 3 年度平川市広船財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 122 号 令和 3 年度平川市小和森財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 123 号 令和 3 年度平川市大坊財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 124 号 令和 3 年度平川市岩館財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 125 号 令和 3 年度平川市柏木町財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 126 号 令和 3 年度平川市大字大光寺財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 127 号 令和 3 年度平川市平田森財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 128 号 令和 3 年度平川市新尾崎財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 129 号 令和 3 年度平川市新館財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 130 号 令和 3 年度平川市沖館財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 131 号 令和 3 年度平川市葛川財産区一般会計歳入歳出決算認定について

- て
- 議案第 132 号 令和 3 年度平川市吹上・高畑財産区一般会計歳入歳出決算認定
について
- 議案第 133 号 令和 3 年度平川市原田財産区一般会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 議案第 134 号 令和 3 年度平川市碓ヶ関財産区一般会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 議案第 135 号 令和 3 年度平川市小杉・四ツ屋・石畑財産区一般会計歳入歳出
決算認定について
- 第11 報告第 11 号 令和 3 年度平川市健全化判断比率について
- 報告第 12 号 令和 3 年度平川市資金不足比率について
- 報告第 13 号 令和 3 年度平川市一般会計継続費精算報告書について
- 報告第 14 号 専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについて
- 報告第 15 号 専決処分した事項の報告について
- 第12 請願第 4 号 農業者の営農継続に関する請願書

○本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

○出席議員（15名）

- 1 番 葛 西 勇 人
- 2 番 山 谷 洋 朗
- 3 番 中 畑 一二美
- 4 番 石 田 隆 芳
- 5 番 工 藤 貴 弘
- 6 番 工 藤 秀 一
- 7 番 福 士 稔
- 8 番 長 内 秀 樹
- 9 番 佐 藤 保
- 11番 大 澤 敏 彦
- 12番 原 田 淳
- 13番 桑 田 公 憲
- 14番 齋 藤 剛
- 15番 工 藤 竹 雄
- 16番 齋 藤 律 子

○欠席議員（1名）

- 10番 山 田 忠 利

○地方自治法第121条による出席者

市 長	長 尾 忠 行
副 市 長	古 川 洋 文
教 育 長	須々田 孝 聖
選挙管理委員会委員長	大 川 武 憲
農業委員会会長	今 井 龍 美
代表監査委員	鳴 海 和 正
総務部長兼健康福祉部理事	對 馬 謙 二
財 政 部 長	西 谷 司
市民生活部長	今 井 匡 己
健康福祉部長	工 藤 伸 吾
經 済 部 長	對 馬 一 俊
建 設 部 長	原 田 茂
教育委員会事務局長	一 戸 昭 彦
平川診療所事務長	宮 川 厚
会 計 管 理 者	古 川 聡 子
農業委員会事務局長	小笠原 健
選挙管理員会事務局長	佐 藤 崇
監査委員事務局長	成 田 満

○出席事務局職員

事 務 局 長	小 野 生 子
総務議事係長	河 田 麻 子
主 事	藤 木 遥 奈

○議長（桑田公憲議員） 皆さん、おはようございます。

議場内の議員、理事者の皆様に申し上げます。

本定例会の開会中、報道関係者及び議会広報のため、議場内において撮影をすることを許可しておりますので、御了承願います。

また、本定例会中、新型コロナウイルス感染予防のため、本会議場の扉を開放しております。

会議中は、常にマスクの着用をお願いします。

本定例会は、ペーパーレス化のため、タブレットを利用しております。携帯電話、タブレット等は音の出ない操作を、また、傍聴及び視聴されている方々に誤解を与えない利用形態をお願いします。

10番、山田忠利議員より、本日の会議を欠席する旨の届出がありました。

本日の出席議員は15名で、定足数に達しております。

ただいまから、令和4年第3回平川市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、14番、齋藤 剛議員及び15番、工藤竹雄議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

去る8月26日、議会運営委員会を開催し、会期について協議しましたところ、配付した会期日程表(案)のとおり、会期は本日から9月21日までの20日間に決定されました。

お諮りします。

議会運営委員会の決定のとおり、本定例会の会期は、本日から9月21日までの20日間としたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月21日までの20日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

市長より、議案第88号から議案第135号及び報告第11号から報告第15号までの計53件が提出されました。

議案等の説明のため、市長、副市長、教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の出席を求めました。

監査委員より、令和4年4月分から6月分までの例月出納検査報告書、財政援助団体監査の結果報告について、市有地普通財産随時監査の結果報告について、令和3年度平川市一般会計・特別会計・財産区一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書、平川市公営企業会計決算審査意見書、財政健全化審査意見書、経営健全化審査意見書の提出がありましたので、御報告します。

また、市長より、令和3年度主要施策成果説明書の提出がありました。

次に、請願第4号農業者の営農継続に関する請願書、陳情第7号中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情、陳情第8号園や学校生活における、マスク着用が困難な子どもの人権を守ることおよび過剰な感染対策の見直しを求める陳情書、それぞれタブレットに掲載しておりますので、御精読願います。

そのほか、令和4年第2回定例会以降の議会の諸般事項報告書、総務企画常任委員会所管事務調査報告書、議会運営委員会副委員長より提出された申合せ事項について、タブレットに掲載しておりますので、御精読願います。

次に、令和3年第1回定例会において、議長から議会改革特別委員会に諮問しました議会基本条例（案）の策定について、8月17日、正副議長室において、議会改革特別委員会から条例（案）の答申がありましたことを報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議員提出議案に入ります。

本日、全議員16名より提出されました議員提出議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第3号は直ちに審議することに決定しました。

議員提出議案第3号平川市議会基本条例案を議題とし、提出者代表より提案理由の説明を求めます。

議会改革特別委員会委員長、登壇願います。

（議会改革特別委員会委員長登壇）

○議会改革特別委員会委員長（佐藤 保議員） 皆様、おはようございます。議員提出議案第3号平川市議会基本条例案について、その提案理由を申し上げます。

平川市議会には議員としての基本的行動を明文化したものがなく、前例主義で一人一人が試行錯誤しながら、議会活動をしてまいりました。その状況を改善すべく、令和3年平川市議会第1回定例会で、議長の諮問として、議会基本条例の制定等を目的とした議会改革特別委員会が設置されました。

これまで任命された特別委員会では、先進市議会との意見交換を踏まえ、29回にわたり条例制定の議論を慎重に重ね、全議員協議を経て条例案を完成させ、令和4年5月にパブリックコメントを実施し、令和4年8月17日に議長へ議会基本条例案を答申しました。

今、平川市の喫緊の課題をみますと、少子高齢化と人口減少に始まり、新型コロナ、度重なる気象災害等々、多方面にわたり複雑化し、今まで以上にその方針決定に市の将来が左右される状況にあります。

本案は平川市議会が平川市民を代表する議決機関として、市民と議会そして市長と議会の関係を明確にし、市長及び執行機関に対し常に市民目線で監視し批判し、そして提言を行い、全議員一丸となって市民の負託に応じて行くことを全議員が誓い、提案するものであります。

令和4年9月2日、議会改革特別委員会委員長、佐藤 保。

(議会改革特別委員会委員長降壇)

○議長(桑田公憲議員) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

この案件は、全議員による提出議案でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定しました。

議員提出議案第3号平川市議会基本条例案を採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議員の派遣について議題とします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、議員派遣第1号から議員派遣第3号の3件について、会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

お諮りします。

議員派遣第1号から議員派遣第3号のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣第1号から議員派遣第3号については、議員を派遣することに決定しました。

ただいま可決されました議員派遣について、変更の申出が出された場合は、その取扱いを議長に一任されたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいま可決されました議員派遣について、変更の申出が出された場合は、その取扱いを議長に一任することに決定しました。

日程第6、議案上程及び提案理由説明に入ります。

議案第88号人権擁護委員候補者の推薦についてから、報告第15号専決処分した事項の報告についてまでの53件を一括議題とし、市長より提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

(市長登壇)

○市長(長尾忠行) おはようございます。本日、令和4年第3回平川市議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案理由を御説明申し上げる前に、市政に係る諸般の報告を申し上げます。

まず、8月3日からの大雨についてであります。東北地方において前線や低気圧の影

響により大気の状態が非常に不安定となり、青森県に線状降水帯が発生しました。この影響により当市においても、24時間降水量が碓ヶ関と温川観測所では、観測史上最大を更新するなど記録的なものとなり、道路や河川、農地や農業用施設、野菜等の農作物など甚大な被害が発生いたしました。

被災者の皆様には、心から御見舞い申し上げますとともに、市といたしましては、国や県と連携し、市民生活や経済活動への影響を最小限とするよう早期復旧に向け、対処してまいる所存であります。

次に、新型コロナウイルス感染症についてであります。7月以降、全国各地で新規陽性者数が増加に転じ、急速に感染が拡大しました。ワクチンについては、3回目接種を終えていない方などは、ぜひ、速やかな接種を検討していただきますようお願いいたします。感染症から御自身や大切なご家族、そして重症化リスクの高い高齢者などを守るために、お一人お一人が必要な感染防止対策を徹底するようお願い申し上げます。

8月からは、全国に先駆けて、男性を対象としたHPVワクチン接種費助成事業を開始いたしました。8月27日には、HPVワクチンの説明会を開催し、HPV感染症やワクチン接種による予防効果などについて、参加者に理解を深めていただきました。今後も、感染予防のため事業周知に取り組んでまいります。

スポーツの分野につきましては、8月下旬、ひらかわドリームアリーナにおいて、東北総合体育大会ウエイトリフティング競技会並びに柔道競技会が開催されました。各県を代表する選手とあって、競技の迫りに圧倒されるものがあり、10月に栃木県で開催される国民体育大会においても御活躍されることを期待するとともに、大会運営に携わってくださった関係各位に、心から感謝と御礼を申し上げます。

また、小中学生のスポーツ活動では、春以降、7つの競技において全国大会への出場を果たしており、子供たちの活躍に元気をもたらしたところであります。

引き続き、スポーツ環境の充実に努め、スポーツで元気なまちを目指してまいります。

3年振りの開催となりました平川ねぶたまつりは、初日は、あいにくの天候となりましたが、2日間を通して多くの方に楽しんでいただけたものと考えております。運行コース沿道の混雑解消のためコースを延長したほか、観覧中の飲食の制限や観覧者の把握に努めるなど、これまでとは異なる開催方法となりましたが、ねぶた運行団体の熱気や来場した方々の笑顔に、改めて平川ねぶたまつりの魅力を実感したところであります。

また、明日からはひらかわフェスタが開催されます。旬を迎えた津軽の桃の販売やひらかわ牛の振る舞いなどを予定しており、多くの市民の皆様へ平川市産の農畜産物を御堪能いただきたいと存じます。

令和2年9月に着工した新本庁舎建設工事は、予定どおり7月に完成を迎えることができました。9月23日には落成記念式典が挙行され、10月11日からは新本庁舎において業務がスタートとなります。平川市新本庁舎建設基本方針に掲げる基本理念にのっとり、安全・安心の拠点施設であるとともに、人と環境にやさしく、市民に親しまれ、にぎわいが生まれる庁舎を目指してまいります。

以上、諸般の報告について申し上げます。

今後とも、市民一人一人に笑顔があふれ、市民一人一人の暮らしが輝く平川市となるよう、まちづくりを進めてまいりますので、議員の皆様、市民の皆様には、なお一層の

御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、上程いたしました各議案の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと思っております。

議案第88号人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員の小山内宏子氏の任期が、令和4年12月31日をもって満了となりますので、再任について意見を求め、推薦するものであります。

議案第89号平川市健康センター条例を廃止する条例案につきましては、新本庁舎の開庁等に伴い、平川市健康センターを廃止するものであります。

議案第90号平川市議会議員及び平川市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例案につきましては、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙における選挙運動の公費負担の限度額を改めるものであります。

議案第91号平川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する規定を追加するものであります。

議案第92号平川市税条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、市民税等に関する規定を定め、その他所要の改正を行うものであります。

議案第93号平川市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例案につきましては、新本庁舎へ平川市福祉事務所の位置を変更するものであります。

議案第94号平川市地域福祉センター条例の一部を改正する条例案につきましては、平川市尾上保健センターの廃止に伴い、平川市地域福祉センターの利用規定を改めるものであります。

議案第95号東部辺地総合整備計画の変更については、新たに小国地区簡易水道施設改良事業を追加するものであります。

議案第96号久吉辺地総合整備計画の変更については、計画に掲載している長瀬橋橋梁長寿命化事業及び山岸橋橋梁長寿命化事業の財源内訳を変更するものであります。

議案第97号工事の請負契約については、(仮称)平川市役所第2庁舎改修工事の請負契約を、弘南・齋建特定建設工事共同企業体代表者、弘南建設株式会社代表取締役齊藤光二と、7億5,020万円で契約を締結するものであります。

議案第98号工事の請負契約については、本庁舎解体工事の請負契約を、株式会社乗田建設代表取締役乗田伸一と、2億6,356万円で契約を締結するものであります。

議案第99号令和4年度平川市一般会計補正予算(第7号)案につきましては、歳入歳出それぞれ1億2,371万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ219億8,539万2,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものでありますが、11款地方交付税では、普通交付税の交付額決定により、4,325万3,000円を追加しております。

15款国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費3,705万円を新規計上しております。

17款財産収入では、旧尾上学校給食センターの土地建物売却による不動産売却収入2,693万円を追加しております。

19款、繰入金では、今回の補正における財源調整として、財政調整基金繰入金233万3,000

円を追加しております。

22款市債では、橋梁長寿命化事業3,470万円を追加したほか、臨時財政対策債の発行可能額確定により、3,312万4,000円を減額しております。

次に、歳出であります。4月人事異動や、会計年度任用職員の健康保険から共済組合への移行等を考慮した人件費の調整として、総額3,566万2,000円を減額しております。

そのほか、主なものとしまして、2款総務費では、共助による児童等送迎車運行モデル事業601万2,000円、弘南鉄道安全輸送設備等整備特別対策事業費補助金518万8,000円を新規計上しております。

3款民生費では、令和3年度の子育て世帯特別給付金等の実績精算に伴い、国県支出金等返還金3,057万1,000円を新規計上しております。

4款衛生費では、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種実施のため、予防接種委託料3,705万円を新規計上しております。

6款農林水産業費では、経営継承・発展等支援事業400万円を新規計上しております。

7款商工費では、ひらかわ飲食店スタンプラリー補助金300万円、観光コンテンツ創出事業補助金880万円を新規計上しております。

9款消防費では、防火水槽撤去費用810万5,000円を新規計上しております。

10款教育費では、平賀西中学校の屋上防水改修工事費433万2,000円を新規計上しております。

議案第100号令和4年度平川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案につきましては、歳入歳出それぞれ106万2,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ36億6,293万8,000円とするものであります。

補正の主な内容は、人件費の調整による減額と新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に支給する傷病手当金を新規計上するものであります。

議案第101号令和4年度平川市介護保険特別会計補正予算(第1号)案につきましては、歳入歳出それぞれ1億174万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ41億8,874万9,000円とするものであります。

補正の主な内容は、人件費の調整、システム改修費の増額、及び前年度介護給付費負担金等の精算であります。

議案第102号令和4年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算(第2号)案につきましては、歳入歳出それぞれ2,696万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億3,973万円とするものであります。

補正の主な内容は、人件費の調整と、歳入に青森県新型コロナウイルス感染症対策設備等整備事業費補助金30万8,000円を新規計上するものであります。

議案第103号令和4年度平川市学校給食センター特別会計補正予算(第1号)案につきましては、歳入歳出それぞれ921万7,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億2,878万3,000円とするものであります。

補正の主な内容は、学校給食センター調理等業務委託料について、令和5年度から令和7年度までの債務負担行為を設定すること、また、人件費の調整による減額と不足が見込まれる設備等の修繕料及び備品購入費を追加するものであります。

議案第104号令和4年度平川市水道事業会計補正予算(第2号)案につきましては、収

益的支出924万9,000円を減額し、資本的収入及び支出108万6,000円をそれぞれ追加するものであります。

補正の内容は、人件費の調整と配水流量計取替工事の追加に伴う、企業債、出資金及び簡易水道事業建設改良費を追加するものであります。

議案第105号令和4年度平川市下水道事業会計補正予算（第2号）案につきましては、収益的収入40万円を追加し、支出450万7,000円を減額し、資本的収入227万1,000円を追加するものであります。

補正の内容は、人件費の調整と一般会計繰出金対象経費の精査によるものであります。

議案第106号及び議案第107号の令和4年度各財産区一般会計補正予算案につきましては、送電線接近木の伐採補償に伴う所要額を各会計に予算措置するものであります。

議案第108号令和3年度平川市一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第115号令和3年度平川市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてまで、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定を求めるものであります。

まず、議案第108号令和3年度平川市一般会計歳入歳出決算認定については歳入歳出予算総額247億5,228万9,000円に対し、歳入決算額215億9,138万7,000円、歳出決算額205億7,045万5,000円で、歳入歳出差引額は10億2,093万2,000円となります。

既に報告しております翌年度への繰越財源が4億9,082万3,000円あることから、これを差引き、実質収支額は5億3,010万9,000円となります。

地方自治法第233条の2の規定により、実質収支額のうち、5億円を財政調整基金に積立てし、残額の3,010万9,000円を翌年度へ繰り越すものであります。

議案第109号令和3年度平川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出予算総額36億5,144万3,000円に対し、歳入決算額36億7,493万9,000円、歳出決算額35億5,469万9,000円で、歳入歳出差引額1億2,024万円が実質収支額となります。

地方自治法の規定により、実質収支額のうち、1億2,000万円を国民健康保険財政調整基金に積立てし、残額の24万円を翌年度へ繰り越すものであります。

議案第110号令和3年度平川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出予算総額40億2,489万円に対し、歳入決算額40億8,322万2,000円、歳出決算額39億3,239万円で、歳入歳出差引額1億5,083万2,000円が実質収支額となります。

地方自治法の規定により、実質収支額のうち、1億5,000万円を介護保険財政調整基金に積立てし、残額の83万2,000円を翌年度へ繰り越すものであります。

議案第111号令和3年度平川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出予算総額3億4,906万9,000円に対し、歳入決算額3億4,659万1,000円、歳出決算額3億3,847万円で、歳入歳出差引額812万1,000円が実質収支額となり、全額を翌年度へ繰り越すのであります。

議案第112号令和3年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出予算総額2億1,960万8,000円に対し、歳入歳出決算額が2億460万6,000円となり、実質収支額がゼロ円となっております。

議案第113号令和3年度平川市学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出予算総額3億5,573万9,000円に対し、歳入歳出決算額が3億4,362万6,000円となり、実質収支額がゼロ円となっております。

議案第114号令和3年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出予算総額1,110万円に対し、歳入決算額1,089万円、歳出決算額929万5,000円で、歳入歳出差引額159万5,000円が実質収支額となります。

地方自治法の規定により、実質収支額のうち、159万3,000円を尾上地区住宅団地温泉管理基金に積立てし、残額の2,000円を翌年度へ繰り越すものであります。

議案第115号令和3年度平川市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定については、歳入歳出予算総額1,169万7,000円に対し、歳入歳出決算額が1,065万9,000円となり、実質収支額がゼロ円となっております。

議案第116号令和3年度平川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定については、令和3年度平川市水道事業会計未処分利益剰余金1億900万円を建設改良積立金に積み立てるものとし、併せて令和3年度本会計決算を議会の認定に付すために、提案するものであります。

まず、収益的収入及び支出では、事業収益が6億1,538万8,000円、事業費用が4億940万2,000円となり、税抜き額として1億7,671万8,000円が当年度純利益となっております。

次に、資本的収入及び支出におきましては、収入の3,108万7,000円に対し、支出が1億3,665万2,000円となり、不足する1億556万5,000円は、建設改良積立金等で補填しております。

議案第117号令和3年度平川市下水道事業会計決算認定について御説明いたします。

まず、収益的収入及び支出では、事業収益が8億1,018万3,000円、事業費用が9億8,081万4,000円となり、税抜き額として1億8,721万8,000円の純損失となっております。

次に、資本的収入及び支出におきましては、収入の6億167万1,000円に対し、支出が7億486万6,000円となり、不足する1億319万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填しております。

議案第118号から議案第135号までの令和3年度各財産区一般会計歳入歳出決算認定については、地方自治法の規定により議会の認定を求めるものであります。

以上が、令和3年度の各会計の歳入歳出決算認定の概要であります。

報告第11号令和3年度平川市健全化判断比率については、各指標の算定基礎となります事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をいただきましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、報告するものであります。

報告第12号令和3年度平川市資金不足比率については、令和3年度の公営企業の決算により、資金不足比率、並びにその算定の基礎となります事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をいただきましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、報告するものであります。

報告第13号令和3年度平川市一般会計継続費精算報告書については、令和元年度から進めてまいりました碓ヶ関小学校改築事業と、令和2年度から進めてまいりました碓ヶ関中学校大規模改修事業がそれぞれ終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、報告するものであります。

報告第14号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについては、地方自治法第179条第3項の規定により、専決処分した事項について、報告し、承認を求めるものであります。

専決第13号令和4年度平川市一般会計補正予算（第4号）につきましては、コロナ禍における原油価格・物価高騰対策のため、迅速に対応すべき事業費について、6月30日付で専決処分したものであります。

歳入歳出それぞれ4億4,809万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ210億6,439万1,000円としております。

専決第14号令和4年度平川市一般会計補正予算（第5号）につきましては、8月3日の大雨による災害復旧対策事業費を予算措置するため、8月10日付で専決処分したものであります。

歳入歳出それぞれ2億3,452万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ212億9,891万4,000円としております。

専決第16号令和4年度平川市一般会計補正予算（第6号）につきましては、8月9日からの大雨による災害復旧対策事業費を予算措置するため、8月22日付で専決処分したものであります。

歳入歳出それぞれ5億6,276万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ218億6,167万4,000円としております。

報告第15号専決処分した事項の報告については、地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分した事項について、報告するものであります。

専決第12号損害賠償額の決定については、令和4年5月24日に市職員が尾上総合支所敷地内において、乗用草刈機により小石を跳ね上げ、隣接する店舗の窓ガラスを破損したものであります。損害賠償額は、3万8,500円であり、全額、市が負担するものであります。

以上が、本日提出いたしました各議案の概要であります。細部につきましては、議事の進行に伴い、御質問に応じ、本職をはじめ、関係者からそれぞれ御説明申し上げます。

議員の皆様には、慎重御審議の上、原案どおり御議決、御同意並びに御承認を賜りますよう、お願い申し上げます、議案の説明を終わらせていただきます。

（市長降壇）

○議長（桑田公憲議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第7、決算特別委員会の設置及び委員長・副委員長の選任を議題とします。

本定例会に、令和3年度の各会計の決算認定案件が提案されましたので、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、決算状況について審査することを目的に、16人で構成する決算特別委員会を設置したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、令和3年度の各会計の決算認定案件を審査することを目的に、16人で構成する決算特別委員会を設置することに決定しました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において16人の全議員を指名したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました16人の全議員を、決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選方法についてお諮りします。

会議規則第126条第5項の規定に準じ、この場で議長より委員長、副委員長を指名推選することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任方法は議長が指名推選することに決しました。

それでは、決算特別委員会の委員長に5番、工藤貴弘委員、副委員長に2番、山谷洋朗議員を指名します。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認め、委員全員の同意があったものとして、両氏を当選人とします。

決算特別委員会委員長、副委員長の就任承諾の挨拶を求めます。

初めに工藤貴弘委員長、登壇願います。

(決算特別委員会委員長登壇)

○決算特別委員会委員長(工藤貴弘議員) ただいま決算特別委員会が設置され、議長より委員長に御指名いただきました工藤貴弘でございます。

御承知のとおり、決算審査は、議会が承認した予算について、適切に予算執行されたのかどうか、議会における予算審議の趣旨が生かされたかどうか、また、その効果について審査する、極めて重要な委員会でございます。

委員各位には、慎重なる審査と、理事者におかれましては、明快な答弁をお願いいたします。

限られた審査期間ですので、効率的に委員会が運営されますよう、委員各位の御理解と御協力をお願いいたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。

(決算特別委員会委員長降壇)

○議長(桑田公憲議員) 次に山谷洋朗副委員長、登壇願います。

(決算特別委員会副委員長登壇)

○決算特別委員会副委員長(山谷洋朗議員) ただいま決算特別委員会の副委員長に御指名を頂きました山谷洋朗でございます。

誠に微力ではありますが、工藤貴弘委員長をサポートし、円滑な議事進行に努めてまいりますので、皆様の御協力をお願い申し上げ、副委員長就任の挨拶とさせていただきます。

(決算特別委員会副委員長降壇)

○議長(桑田公憲議員) 日程第8、人事案件に入ります。

議案第88号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

議案第88号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第88号は直ちに審議することに決定しました。

8月26日に開催された議会運営委員会において、議案第88号は人事案件につき、質疑・討論を省略し、直ちに採決することと申し合わせされました。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

議案第88号人権擁護委員候補者の推薦について採決します。

議案第88号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第88号については、同意することに決定しました。

日程第9、各常任委員会への議案付託に入ります。

提出議案目録及び委員会付託一覧表(案)について、配付しておりますので御参照願います。

議案第89号平川市健康センター条例を廃止する条例案から、議案第107号令和4年度平川市吹上・高畑財産区一般会計補正予算(第1号)案までの19件を一括議題とし、これより質疑に入ります。

会議規則第55条の規定に「発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。」とありますので、御注意ください。

質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 質疑を終わります。

お諮りします。

議案第89号から議案第107号までの19件を、配付しております委員会付託一覧表(案)のとおり、各常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいまの19件は、委員会付託一覧表(案)のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

日程第10、議案第108号から議案第135号までの28件は、令和3年度各会計の決算認定案件であります。

お諮りします。

令和3年度の各会計の決算認定案件であります議案第108号から議案第135号までの28

件を決算特別委員会に付託することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいまの28件は、決算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第11、報告案件に入ります。

まず、報告第11号から報告第15号までの合計5件のうち、先に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分され、同条第3項の規定により、議会への報告並びに承認を要する案件を議題とします。

報告第14号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてを議題とします。

報告第14号中、専決第13号令和4年度平川市一般会計補正予算(第4号)、専決第14号令和4年度平川市一般会計補正予算(第5号)、専決第15号令和4年度平川市下水道事業会計補正予算(第1号)、専決第16号令和4年度平川市一般会計補正予算(第6号)までの合計4件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいまの専決4件については委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定しました。

専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについての専決4件を、会議規則第35条の規定により一括議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、専決番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 質疑を終わります。

これより討論を行います。討論がある方は、専決番号を告げてから、討論を行ってください。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 質疑を終わります

報告第14号中、専決第13号令和4年度平川市一般会計補正予算(第4号)、専決第14号令和4年度平川市一般会計補正予算(第5号)、専決第15号令和4年度平川市下水道事業会計補正予算(第1号)、専決第16号令和4年度平川市一般会計補正予算(第6号)までの4件について、一括採決します。

ただいまの専決4件は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいまの専決4件は承認することに決定しました。

次に、報告第11号令和3年度平川市健全化判断比率について、報告第12号令和3年度

平川市資金不足比率について、報告第13号令和3年度平川市一般会計継続費精算報告書、報告第15号専決処分した事項の報告についての4件を一括議題とします。

報告内容については先ほど市長から説明がありましたので、報告第11号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、報告第12号は、同法第22条第1項、報告第13号は、地方自治法施行令第145条第2項、報告第15号は、同法第180条第2項の各規定により、報告のみで終わります。

日程第12、請願の付託に入ります。

請願第4号農業者の営農継続に関する請願書についてを議題とします。

紹介議員は、大澤敏彦議員及び長内秀樹議員です。

紹介議員に請願の趣旨説明を求めます。

8番、長内秀樹議員、登壇願います。

(長内秀樹議員登壇)

○8番(長内秀樹議員) 請願第4号農業者の営農継続に関する請願について、紹介議員を代表して趣旨説明を行います。

農水省が先月30日に公表した、令和2年を100とした農家が生産するために購入する7月の農業生産資材価格指数は119、このうち飼料は146、重油が143、肥料が141、建築資材が134と一昨年から見ると全体で2割、肥料などは実に4割値上がりしていることが判明しました。さらに、農家が販売する農作物の農産物価格指数をこの農業生産資材価格指数で割った農業交易条件指数は82.7と100を超えて値が高いほど農業者にとって有利となる指数ですが、今回発表された82.7は急激に農業経営が悪化していることが示されました。要因はいずれも我が国の農業が、肥料や飼料など原材料を海外に依存していること、ロシアのウクライナ侵攻の長期化、急激な円安と言われ、生産資材高騰の収束は見通せない状況にあります

また、西日本の猛暑や、本県でも発生がみられた線状降水帯での大雨など、今年は気象災害が頻発し、加えて政府のコロナ禍から急激に経済復興へのアクセルの踏み込みから、農産物の需要と価格のバランスがくずれ、安定価格から高低差のある不安定価格となり消費が混迷している状況にあります。

一方、県内を襲った8月3日及び9日の大雨により、りんご及び水稲、野菜など多くの農産物の被害は甚大で、生産意欲は昨年の米価の低落に加え今回の災害から、離農が危惧されるとともに次年の再生産が憂慮されます。

そのため、本請願は、農業者の経営安定を図り営農意欲を継続するため、恒久的な肥料価格高騰緩和策の構築や、肥料以外の農薬や各種の生産資材の支援、地域の実態に即応した農家支援のための地方創生臨時交付金の拡充、国内農業生産維持に向けた適切な価格形成の仕組みづくり、さらには8月3日及び9日の大雨被害の早急な対策を実施することの意見書を国に提出することを求めるものです。

本市の基幹産業である農業を守ることから、議員の皆様方の御理解を賜り、請願第4号農業者の営農継続に関する請願を、満場一致で御採択いただきますようお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

(長内秀樹議員降壇)

○議長(桑田公憲議員) 以上で、紹介議員からの趣旨説明は終わりました。

会議規則第141条の規定により、請願第4号は建設経済常任委員会に付託します。
次に、お諮りします。

5日は議案熟考のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑田公憲議員) 異議なしと認めます。

よって、5日は本会議を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、6日午前10時開議とし、その日は一般質問を予定しております。

本日はこれをもって散会します。

午前11時16分 散会